

監査監第2506号
令和8年3月30日

さいたま市長 清水 勇人 様
さいたま市議会議長 伊藤 仕 様

さいたま市監査委員 井山 剛之
同 工藤 道弘
同 阪本 克己
同 金井 康博

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

財政局

財政部

資産経営課、庁舎管理課

子ども未来局

子ども育成部

子ども・青少年政策課、子育て支援課

子育て未来部

放課後児童課、保育課

子ども家庭総合センター

南部児童相談所

総合療育センターひまわり学園

療育センターさくら草

水道局

業務部

水道総務課、管財課、給水装置課、北部水道営業所、南部水道営業所

給水部

水道施設建設課、北部水道建設課、南部水道建設課、配水課、水質管理課、配水管理事務所

(2) 監査の範囲

令和5年度繰越工事、令和6年度及び令和7年度（令和7年6月末日現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和6年度及び令和7年度（令和7年6月末日現在）に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
水道局 業務部	給水装置課	小中学校飲用水直結化推進事業（和土小学校）
水道局 給水部	水道施設建設課	相野原配水場第3号取水井整備工事

担 当		工 事 名
水道局 給水部	北部水道建設課	拡第5235号配水支管布設工事
	南部水道建設課	老第3764号布設替工事
	配水課	ろ水機用電動弁更新工事（尾間木2号・北浦和）（2債）

担 当		施 設 修 繕 名
財政局 財政部	資産経営課	東大宮七丁目自治会館外壁修繕
	庁舎管理課	本庁舎高層棟地下2階飲料水揚水ポンプ外修繕
子ども未来局 子ども育成部	子ども・青少年政策課	馬宮児童センター図書室空調機設備修繕
	子育て支援課	子育て支援センターみぬま正面入り口内外自動ドア修繕
子ども未来局 子育て未来部	放課後児童課	さいたま市放課後子ども居場所事業兼用室空調設備修繕
	保育課	大戸保育園 給水ポンプ修繕
子ども未来局 子ども家庭総合センター	南部児童相談所	南部児童相談所一時保護所男子ユニット居室けやき3壁緊急修繕
子ども未来局 総合療育センター ひまわり学園	療育センターさくら草	さいたま市療育センターさくら草空調機分解洗浄・ダクト交換修繕
水道局 業務部	水道総務課	非常災害用井戸設備保守点検に伴う修繕（道祖土小学校）
	管財課	市民開放施設ろ過装置修繕
	北部水道営業所	北部水道営業所庁舎2階事務室内照明器具修繕
		北部水道営業所庁舎3階事務室内照明器具修繕
	南部水道営業所	針ヶ谷庁舎内駐車場壁面及び床面中性化抑制塗裝修繕
水道局 給水部	水質管理課	排ガス処理装置（薬液タンク等交換）修繕
	配水管理事務所	管理棟防水修繕（南下新井配水場）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

- (1) 計画
関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
- (2) 設計
現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。
- (3) 積算
数量及び金額は正確か。また、算出根拠は明確か。
- (4) 契約
権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。
- (5) 施工
法令等を遵守して施工されているか。
- (6) 検査
検査の実施時期に遅れはないか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
監査事務局及び現地
- (2) 監査期間
令和7年10月27日（月）から令和8年3月27日（金）まで

6 監査の結果

- (1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載
上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務等が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。
- (2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）
次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。
 - ア 施設修繕
 - (ア) 管理棟防水修繕（南下新井配水場）
 - a 施工
高所での作業において、高所作業車を使用する際には、あらかじめ、当該作

業に係る場所の状況、当該高所作業車の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、作業時は、転倒及び転落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、その状況が確認できなかった。

同様に、高さが2 m以上の作業床である屋上の端で作業する際でも、危険を防止するための措置は確認できなかった。

労働者等に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第194条の9、第194条の11、第194条の22及び第519条の趣旨に基づき、受注者を指導・監督すべきである。

【水道局 給水部 配水管理事務所】